

平成29年度 瑞穂町産業廃棄物処理施設の設置等
紛争処理審査会要旨

- 1 日 時 平成30年3月22日（木曜日）
13時30分から15時まで
- 2 場 所 リサイクルプラザ 2階会議室
- 3 出席者 紛争処理審査委員
副会長 村井 祐一
委 員 藤山 恵子
小川 幸三
事務局 環境課長 野口 英雄
環境係長 宮澤 伸一
- 4 説明者 （有）八栄興業
- 5 議 題 産業廃棄物処理施設における破碎処理設備新
設に係る関係地域について
（事業所名：（有）八栄興業）
- 6 傍聴者 なし
- 7 事前配布資料
 - ・ 産業廃棄物処理施設設置等事業予定計画書 一式
 - ・ 生活環境影響調査書 一式当日配布資料
 - ・ 瑞穂町産業廃棄物処理施設設置等紛争処理審査会次第
 - ・ 紛争処理審査会委員名簿（資料1）
 - ・ 現地案内図

8 会議内容

(1) 事案説明要旨

当該施設では、平成13年度から廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くずを対象に、圧縮梱包の処理事業と積替え保管を行っていたが、新たに処理能力30.0t/日の破砕機を購入し事業拡大と運搬費用のコスト削減を行う計画について、東京都に許可申請を行おうとするものである。

また、既に東京都西東京市に破砕施設を有し、稼働している。現在の許可状況は、許可証の写しに記載のとおりである。

(2) 質疑応答要旨

質疑 営業時間について、予定計画書は6時から22時とあるが、許可証は8時から17時とある。この差異は何か。

応答 今回、当該施設において新たに破砕処理を追加し営業するため、予定計画書を提出している。今後、紛争予防審査会を終了した後、東京都に許可申請する予定である。

質疑 西東京市の施設で既に破砕処理をしているが、今回、瑞穂町でも破砕処理をするのは、西東京市の量が減ったので瑞穂町に拠点を移す考えなのか、それとも処理量を増やしたいとの考えか。

応答 単純に処理量を増加する考えである。当該施設を建設する時からその考えはあった。従来は、排出元のハウスメーカーは中間処理場と直接契約しており、現在の施設は中間処理場へ運ぶための、中継地点の役割を担っている。

質疑 積替え保管の作業は、建屋の扉が開いたままでも良いが、破碎処理を開始した場合、外部に音が漏れるのでは。

応答 破碎機を設置する際は、破碎室を作る予定。建屋の中にまた建屋を作るイメージである。音やほこりが発生しても破碎室のなかで収まるので、従業員への影響もなく、外部に音等が漏れることもない。

質疑 破碎処理が始まったらどの位の処理対象物が瑞穂町に持ち込まれるか。

応答 予定計画書には160 m³から最大320 m³と記載したが、弊社の車両の台数もそこまでない。今まで100 m³だったが、概ね、200～250 m³程度と思われる。

質疑 営業時間6時から20時とあるが、車での搬入時間は偏るか。

応答 外部（お客様）からの搬入については、8時から17時だが、自社の従業員は6時からの勤務があり、車両から積んできた荷物を降ろしてから客先に向かう。（6時～自社車両の受入れ、8時～他社の受入れ）

質疑 搬入路はどのようなコースか。

応答 国道16号バイパスのザモールみずほ16から、町道7号線を通って搬入している。今現在、都道179号線は通っていない。しかし、破碎処理が可能になった際は、通行する車両もあるかと思うが、搬入路の指定・指導は可能である。

質疑 従業員の勤務体制について

応答 年間の変形労働制（交代制）を取っており、7.

5 時間勤務のシフトを組んでいる。日曜、祝日と第 3 土曜日が休み。

質疑 木くずとは、解体した家屋のものか

応答 解体物には多種多様な物が混ざっている場合があるため、殆ど受け入れていない。9 割はハウスメーカーが排出する新築戸建現場の廃材を受け入れるとのこと。(西東京市の施設も同様)

質疑 住民説明会を開催するにあたり、どのような計画・プランをお持ちか。

応答 初めてのことなので、どのような計画を立てたら良いのか分からない。

副会長からの発言

施設自身から発する騒音・振動の影響・距離を考えて、凡そ半径 1 0 0 m くらいを基本とし、周辺にある民家、営業場所の町内会を中心に、搬入出ルート地域の町内会などを対象に充分で丁寧な説明をお願いしたい。水の排出等、環境汚染のリスクがある場合は、関係機関への説明も必要であろうが、今回は該当しないと思われる。基本的に騒音、振動、粉じんの発生する可能性、交通に関する安全性の確保（特に通学路と時間帯）を十分に検討願いたい。

因みに、環境影響範囲としての関係地域指定基準は、処理施設の概ね半径 2 k m の地域を定義している。

(3) 答申内容

事業所から提出のあった予定計画書、環境影響調査及び過去の審査事例を考慮し、当該事業に係る関係地域は、事業所の敷地境界線から概ね半径 1 0 0 メートル

ルの範囲が妥当であると考える。

また、搬入・搬出車両の通行経路の沿道に対しては、地元町内会などへの十分な配慮を望む。